岩手県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会会議規則(昭和31年岩手県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則(第12条第4項を除く。)中「たゞし」を「ただし」に改める。

改正前	改正後
(秘密会)	(会議の非公開)
第12条 会議は、委員の発議により出席委員の3分の2以上の	第12条 会議は、委員の発議により出席委員の3分の2以上の
多数で議決したときは、 <u>秘密会とする</u> ことができる。	多数で議決したときは、 <u>公開しない</u> ことができる。
2 [略]	2 [略]
3 <u>秘密会の</u> 会議を <u>開く</u> ときは、委員長は、一般傍聴人及び委	3 会議を公開しないこととするときは、委員長は、一般傍聴
員長の指定する者以外の者を退席させるものとする。	人及び委員長の指定する者以外の者を退席させるものとする
	۰
4 秘密会の議事は、何人も漏らしてはならない。たゞし、会	4 <u>公開しないこととされた会議</u> の議事は、何人も漏らしては
議の議決があったときは、 <u>秘密会議</u> の結果を <u>公表し、又は会</u>	ならない。 <u>ただし</u> 、会議の議決があったときは、 <u>公開しない</u>
<u>議録に掲げる</u> ことができる。	こととされた会議の結果及び内容の全部又は一部を公表する
	ことができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 岩手県教育委員会傍聴規則(平成3年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(秘密会の場合の退場)	(<u>会議を非公開とする</u> 場合の退場)
第8条 傍聴人は、会議を秘密会とする議決があったときは、	第8条 傍聴人は、会議を公開しないこととする議決があった
退場しなければならない。	ときは、退場しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	